

平成26年行政事業レビューシート

内閣府

事業名	災害救助等に要する経費	担当部局庁	政策統括官(防災担当)	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	平成26年度・終了(予定)なし	担当課室	参事官(被災者行政担当)	尾崎 俊雄				
会計区分	一般会計	政策・施策名	38 防災行政の総合的推進(防災基本計画)(政策11-施策④)					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	<ul style="list-style-type: none"> 災害救助法第21条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)第168条第2項 災害弔慰金の支給等に関する法律第7条第2項、第9条、第12条第1項 	関係する計画、通知等	<ul style="list-style-type: none"> 災害救助費の国庫負担について 災害救助費等負担金(国民保護訓練経費)の国庫負担について 災害弔慰金等の国庫負担について 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付けの財源としての必要な国庫貸付金の申請等の取扱いについて 					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	<p>(災害救助費)</p> <p>・災害に際して、国が地方公共団体等の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。</p> <p>(国民保護訓練経費)</p> <p>・国民保護法第42条第1項の規定に基づき、地方公共団体における武力攻撃事態等への対処能力の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(災害弔慰金等負担金)</p> <p>・市町村が、自然災害により死亡した遺族に対して弔慰のために災害弔慰金を、精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して災害障害見舞金をそれぞれ支給する。</p> <p>(災害援護貸付金)</p> <p>・自然災害により、住居や家財に被害を受けた場合並びに世帯主が負傷した場合に、その世帯の立て直しに資するため、市町村が災害援護貸付金の貸付を行う。</p> <p>(災害救助救援事務体制強化費)</p> <p>・災害救助法等を円滑に執行できる体制を築くことを通じ、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図る等の同法の目的の実現に資するため、災害救助・救援事務に関する体制を強化することを目的とする。</p>							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>(災害救助費、国民保護訓練経費、災害弔慰金等負担金、災害援護貸付金)別添のとおり</p> <p>(災害救助救援事務体制強化費)</p> <p>・災害発生時における被災地での救助・救援に係る連絡調整や、平常時における災害救助・救援事務担当者会議の開催等を通じ、災害救助法の施行に係る事務、国民保護法(避難住民の救援に限る)の施行に係る事務等を円滑に執り行い、災害が発生した場合や武力攻撃事態が生じた場合に、的確な救助・救援が行われるよう、災害救助・救援事務に関する体制を強化する。</p> <p>※近年の国会審議等で、被災者への対応を強化・一元化する観点から、災害救助法の所管を厚生労働省から内閣府へ移管すべきだとの議論がなされてきたところであるが、『中央防災会議防災対策推進検討会議最終報告(平成24年7月31日)』においても、『被災者支援の総合的な実施の観点から、災害救助法の所管を厚生労働省から災害対策基本法や被災者生活再建支援法を所管する内閣府に移管することを検討すべきである。』と指摘されたことを受け、被災者支援の総合的な実施の観点から、平成25年10月1日より内閣府(防災担当)に移管されたもの。</p>							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input checked="" type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input checked="" type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	当初予算	(542)	(542)	542	544	542		
	補正予算	(447,935)	(643)	1,189	-	-		
	前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
	翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
	予備費等	(50,691)	-	-	-	-		
	計	(499,167)	(1,185)	1,730	544	542		
執行額	(486,554)	(1,043)	1,181	平成25年10月より厚労省から内閣府へ移管したため、厚労省分は()書で記載				
執行率(%)	(97.5%)	(88.0%)	68.3%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		/	単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (年度)
	(災害救助費等負担金) 災害に際して、応急的に必要な救助を行うことによる、被災者の保護と社会の秩序の保全		成果実績	-	-	-	-	-
			目標値	-	-	-	-	-
	(災害救助法等に基づき、災害に際して地方公共団体等が行った災害救助等に要する費用の一部を国が負担等するものであり、数値による成果指標の設定になじまない。)		達成度	%	-	-	-	-
	成果指標		/	単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (年度)
	(災害弔慰金等負担金) 市町村が、自然災害により死亡した遺族に対して弔慰のために災害弔慰金を、精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して災害障害見舞金をそれぞれ支給する。		成果実績	-	-	-	-	-
			目標値	-	-	-	-	-
	(災害弔慰金等の支給に関する法律に基づき、自然災害によりお亡くなりになった方の御遺族に対し市町村が支給した災害弔慰金の費用等の一部を国が負担等するものであり、数値による成果指標の設定になじまない。)		達成度	%	-	-	-	-
	成果指標		/	単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (年度)
	(災害援護貸付金) 自然災害により、住居や家財に被害を受けた場合並びに世帯主が負傷した場合に、市町村が災害援護貸付金の貸付を行い、その世帯の立て直しに資する。		成果実績	-	-	-	-	-
			目標値	-	-	-	-	-
	(災害弔慰金等の支給に関する法律に基づき、災害により家財や住家に被害を受けた被災者に対し市町村が貸し付けた災害援護資金の一部を国が貸付するものであり、数値による成果指標の設定になじまない)		達成度	%	-	-	-	-

活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	(災害救助費等負担金) 災害救助法の適用市町村数	活動実績	件数	68	43	63	-
		当初見込み	-	-	-	-	-
	活動指標		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	(災害弔慰金等負担金) 災害弔慰金等支給件数	活動実績	件数	160	86	139	-
		当初見込み	-	-	-	-	-
	活動指標		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	(災害援護貸付金) 災害援護資金貸付件数	活動実績	件数	71	集計中	集計中	-
		当初見込み	-	-	-	-	-
単位当たりコスト	算出根拠		単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	(災害救助費等負担金) 災害によって実施する救助が異なり、所要額が大きく異なることから、単位当たりのコストを算出することはなじまない。 (災害弔慰金等負担金・災害援護貸付金) 支給(貸付)限度額は決まっている。	単位当たりコスト	-	-	-	-	-
		計算式	-	-	-	-	

平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由
	職員旅費	2	0	
	災害関係調査費	1	0	
	災害救助費等負担金	202	202	
	災害弔慰金等負担金	140	140	
	災害援護貸付金	200	200	
計	544	542		

事業所管部局による点検・改善

	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	災害に際し、現に救助を必要とする者に対して、避難所の設置等の応急救助を実施するものであり、東日本大震災の教訓も踏まえ、国民のニーズがあり、優先度が高い事業である。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	災害救助法、災害弔慰金の支給等に関する法律の趣旨・目的に照らして、国が地方公共団体へ国庫負担すべき事業である。
事業の効率性	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	-	-
	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	災害救助費、災害弔慰金等、災害援護貸付金に必要な費目に限定されている。 25年度発生した災害について、必要な経費を見込んで補正予算に計上したものの、災害援護貸付金の申請件数が見込みより少なかったなどの理由により、執行額が予算額を下回った。
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	
	単位当たりコストの水準は妥当か。	-	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	
費用・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○		
事業の有効性	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	-	
整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	特別会計:東日本大震災分 一般会計:上記以外の震災分
	事業番号	類似事業名	
	復興庁019	災害救助法による災害救助等	復興庁統括官付参事官(予算・会計担当)
点検・改善結果	点検結果		災害救助費等負担金は、災害に際し、現に救助を必要とする者に対し、応急救助を実施するものであることから、コストの削減等の点検にはなじまない。また救助に当たっては法に基づき、適切に行われている。 災害弔慰金等負担金は、災害で死亡した者の遺族に対し、行政(国・都道府県、市町村)が弔慰を示すこと等を目的とするものであることから、コストの削減等の点検にはなじまない。また支給に当たっては法に基づき、適切に災害弔慰金が支給されている。 災害援護貸付金は、災害に対し、被災者が生活の立て直しを図るために市町村が貸し付けるものである。被災者のニーズに応じて貸付が行われる(事業が実施される)ため、コスト削減等の点検にはなじまいと考える。また貸付に当たっては法に基づき、適切に貸付事業が実施されている。 なお、いずれも災害の発生に伴い必要となる経費であり、予め正確な所要額を見込むことはできないことから、当初予算額では必要最低限度のみを計上しており、不足額については補正予算等において対応している。
	改善の方向性		法律の規定に基づき支給するものであり、改善の余地はない。

外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
現状通り	本経費は、予見できない災害の発生に備えた経費であるため、引き続き一定の予算額を確保する必要がある。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現状通り	引き続き一定の予算額を確保				
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
	平成23年	—	平成24年	—	平成25年 厚生労働省698、699、700

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

内閣府
1,181百万円

①災害救助法に基づく救助を実施した都道府県に対し、災害救助法第21条に定める国庫負担額
②国民保護法第168条第2項に基づく訓練費用(救援)に係る国庫負担額を交付

【補助】

A
①災害救助法に基づく救助を実施した都道府県(23都道府県)
910百万円

〔災害救助費等負担金〕

災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給した市町村を含む都道府県に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律第7条第2項に定める負担割合(都道府県負担額の2/3)を交付

【補助】

B
22県
227百万円

〔災害弔慰金等負担金〕

・災害援護資金の貸付を行った市町村を含む都道府県又は指定都市に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律第12条第1項に定める負担割合(指定都市又は都道府県が市町村に貸し付ける貸付額の2/3)を交付
・災害援護資金の貸付を行った市町村に対し、都道府県が災害弔慰金の支給等に関する法律第11条第1項に定める割合(市町村貸付額の全額)を負担
・災害弔慰金の支給等に関する法律第10条第1項に定める対象者に貸付

【補助】

C
10県・指定都市
44百万円

〔災害援護貸付金〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何をを行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

A.東京都			E.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
負担金	災害救助法に基づく救助(応急仮設住宅の供与等)	428			
計		428	計		0
B.秋田県			F.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
負担金	災害弔慰金等	44			
計		44	計		0
C.山口県			G.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
貸付金	災害援護資金貸付金	14			
計		14	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	災害救助法に基づく救助(応急仮設住宅の供与等)	428	-	-
2	山口県	災害救助法に基づく救助(応急仮設住宅の供与等)	150	-	-
3	鹿児島県	災害救助法に基づく救助(応急仮設住宅の供与等)	142	-	-
4	新潟県	災害救助法に基づく救助(応急仮設住宅の供与等)	92	-	-
5	埼玉県	災害救助法に基づく救助(避難所の設置等)	23	-	-
6	熊本県	災害救助法に基づく救助(応急仮設住宅の供与等)	18	-	-
7	福岡県	災害救助法に基づく救助(応急仮設住宅の供与等)	13	-	-
8	山梨県	災害救助法に基づく救助(避難所の設置等)	9	-	-
9	長野県	災害救助法に基づく救助(避難所の設置等)	7	-	-
10	秋田県	災害救助法に基づく救助(避難所の設置等)	6	-	-

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	秋田県	災害弔慰金等	44	-	-
2	東京都	災害弔慰金等	39	-	-
3	山形県	災害弔慰金等	20	-	-
4	新潟県	災害弔慰金等	20	-	-
5	青森県	災害弔慰金等	19	-	-
6	北海道	災害弔慰金等	16	-	-
7	長野県	災害弔慰金等	16	-	-
8	福島県	災害弔慰金等	9	-	-
9	岩手県	災害弔慰金等	8	-	-
10	山梨県	災害弔慰金等	8	-	-

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	山口県	災害援護資金貸付金	14	-	-
2	東京都	災害援護資金貸付金	6	-	-
3	岩手県	災害援護資金貸付金	6	-	-
4	千葉県	災害援護資金貸付金	6	-	-
5	京都府	災害援護資金貸付金	5	-	-
6	秋田県	災害援護資金貸付金	4	-	-
7	鹿児島県	災害援護資金貸付金	2	-	-
8	埼玉県	災害援護資金貸付金	1	-	-
9	山形県	災害援護資金貸付金	1	-	-
10	京都市	災害援護資金貸付金	1	-	-